

# Cure Eir.com 運営規定

## (事業の目的)

第 1 条 この規定は営利法人ノーマライズ株式会社が設置する *Cure Eir.com* (以下「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、訪問看護の円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の提供を確保することを目的とする。

## (運営の方針)

第 2 条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が出来る様努めなければならない。

- 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供が出来るよう努めなければならない。
- 3 ステーションは、事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保険・医療または福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を保ち、総合的なサービスの提供に務めなければならない。

## (事業の運営)

第 3 条 ステーションは、この事業の運営を行うに当たっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

- 2 ステーションは、訪問看護提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士(以下「看護師等」という。)によってのみ訪問看護を行なうものとし、第三者への委託によっておこなってはならない。

## (事業の名称及び所在地)

第 4 条 訪問看護を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 : *Cure Eir .com*
- 2 所 在 地 : 東京都大田区池上 4-16-8 2 階

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 管理者:看護師 1 名  
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。  
ただし管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設などの職務に従事することができるものとする。

- 2 看護職員:看護師 6 名 常勤換算 2.5 名以上(内、常勤 1 名以上)  
訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。
- 3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士:適当数 ※必要に応じて雇用する。  
訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

## (営業日及び営業時間等)

第 6 条 ステーションの営業日及び営業時間は職員集合規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日 : 通常月曜日から金曜日、祝日
- (2) 営業時間: 午前 9 時から午後 6 時まで
- (3) 年間休日: 土曜日、日曜日

2 常時 24 時間、利用者やその家族からの電話などによる連絡・訪問体制を整備する。

### (サービス提供拒否の禁止)

第 7 条 ステーションは、正当な理由なく指定訪問看護の提供を拒んではならない。

### (訪問看護の利用時間及び利用回数)

第 8 条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし医療保険適用となる場合を除く。

### (訪問看護の提供方法)

第 9 条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により訪問看護計画書を看護師が作成し訪問看護を実施する。

- 2 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整などを求め対応する。

### (訪問看護の内容)

第 10 条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

療養上の世話

症状、障害の観察、褥そう予防、処置・カテーテル等の管理、酸素療法・吸引器・経管栄養・人工肛門・カテーテル等の管理、清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活療養上の世話、リハビリ、ターミナルケアなど

- 2 診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

- 3 リハビリテーションに関すること。

- 4 家族の支援に関すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

### (緊急時における対応方法)

第 11 条 看護師などは訪問看護実施中に、利用者の病王に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送などの必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

### (身分を証する書類の携行)

第 12 条 ステーションは、看護師などに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者または利用者又はその代理人等から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

### (利用料等)

第 13 条 ステーションは、基本料金として介護保険法などに規定する厚生労働大臣が定める額の支払

いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の 1 割または 2 割を徴収するものとする。ただし支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受け取るものとする。

(1) 訪問看護と連携して行なわれる死後の処置

(2) 事情に定める通常の業務の実施地域を超える場合の交通費

① 公共の交通機関を利用して、事業の実施地域を超えて行う訪問看護に要した場合の交通費は、その実費を請求する。

② 自動車を使用する場合の交通費は、実施地域を超え 1Km 毎に ¥330 を請求する。

### (通常業務を実施する地域)

第14条 ステーションが通常業務を行う地域は、大田区、品川区、港区、目黒区とする。  
ただし、上記以外でも相談に応ずる。

### (相談・苦情対応)

第15条 ステーションは、利用者からの相談、苦情などに対する窓口を設置し、指定居宅サービスなどに関する利用者の要望、苦情などに対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容などについて記録し、その完結の日から2年間保存する。  
(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録は3年間保管とする)

### (サービス困難時の対応)

第16条 保険者や国保連へ報告・連絡・調整を行う。

- 2 ステーションは、利用者の病状、当該ステーションの通常の事業の実施地域などを勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認められた場合は、主治医及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介するなどの必要な措置を速やかに講じなければならない。

### (事故処理)

第17条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 ステーションは、利用者賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

### (虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 利用者及びその家族からの虐待等に係る相談体制の整備
  - 二 市区町村又は地域包括支援センターの窓口への通報、虐待等に対する調査等への協力
  - 三 虐待防止検討委員会の設置 責任者 管理者
  - 四 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施 新規採用時及び年1回以上
  - 五 虐待防止専任担当者の設置 担当者 管理者
  - 六 虐待防止のための検討会及び研修会等の記録の整備
  - 七 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村又は地域包括支援センターに通報するものとする。

### (職場におけるハラスメント防止に関する事項)

第19条 事業所は、職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じるものとする。

- 2 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発
  - 3 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  
相談窓口及び担当者 ノーマライズ株式会社 総務部 総務部長
- 一 被害者への配慮のための取り組みの実施
  - 二 被害防止のための取り組みの実施
  - 三 「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取り組みの実施

### (業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供をうけられるよう、継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

- 一 感染症に係る業務継続計画の策定
- 二 災害に係る業務継続計画の策定
- 三 感染症及び災害に係る研修の実施 新規採用時及び年1回以上
- 四 感染症及び災害に係る訓練（シミュレーション）の実施 年1回以上
- 五 感染症及び災害に係る研修及び訓練の記録の整備

#### （感染症の予防及びまん延の防止）

第21条 感染症が発生し、又はまん延しないよう次の措置を講じるものとする。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置  
感染対策担当者 管理者及び担当者
- 二 感染対策委員会の開催 6月に1回以上又は必要に応じ随時
- 三 平常時の対策及び発生時の対応及び連絡体制等の整備
- 四 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施 新規採用時及び年1回以上

#### （身体拘束等の適正化に関する事項）

第22条 利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合（切迫性・非代替性・一時性）を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置  
身体拘束適正化担当者 管理者及び担当者
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備
- 三 身体拘束等の適正化のための研修の実施 年4回以上
- 四 身体拘束等の研修及び記録の整備

#### （その他運営についての留意事項）

第23条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図る為に次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後3ヶ月以内の初任研修
  - (2) 年2回の業務研修
  - (3) 必要時、採用前研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
  - 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護などの提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から2年間保管しなければならない。  
(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録は3年間保管とする)

#### 附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。